



大分県母子・父子・寡婦福祉資金貸付金一覧表

(平成30年4月1日から適用)

児童対象

(単位：円)

資金種類	対 象	貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期限	年 利	違約金
修 学	母子・父子家庭の児童 寡婦が扶養する子 父母のない児童	別表のとおり	修学期間中	修学期間 終了後6箇月	貸付期間の 3倍以内	0%	延滞 元利合 計金額 につき 五・〇 %
修 業	母子・父子家庭の児童 寡婦が扶養する子 父母のない児童	月額 68,000円 (自動車運転免許 460,000円)	習得期間中 5年以内	習得期間 終了後1年	貸付期間の 3倍以内 (2年を超える貸付、運転 免許取得は6年以内)	0%	
就職支度	(母子・父子家庭の親・ 寡婦) 母子・父子家庭の児童 父母のない児童	100,000円 (通勤用自動車購入加算230,000円)		1年	6年以内	配偶者のない女子が扶養 している児童に係るもの 0% その他 連帯保証人有 0% 連帯保証人無 1.0% 連帯保証人有 0%	
医療介護	(母子・父子家庭の親・ 寡婦) 母子・父子家庭の児童	医療 340,000円 (特別 480,000円) 介護 500,000円	医療・介護を 受ける期間 1年以内	貸付期間 終了後6箇月	5年以内	連帯保証人無 1.0%	
就学支度	母子・父子家庭の児童 寡婦が扶養する子 父母のない児童	別表のとおり		修学期間 終了後6箇月	修学期間の 2倍以内	0%	
結 婚	母子・父子家庭の児童 寡婦が扶養する子	300,000円		6箇月	5年以内	連帯保証人有 0% 連帯保証人無 1.0%	

～ 貸付けを受けられる方へ ～

□ 次のようなときはすぐに連絡を・・・

以下のようなことが、あなた自身や保証人に起きたときは、すぐに貸付相談をしたお住まいの市役所または県保健所地域福祉室までお知らせください。

- ① 住所や氏名を変更したとき
- ② 結婚したとき
- ③ 貸付を受けた事業をやめたとき、事業内容を変更したとき
- ④ 休学、退学したとき(修学・技能修得・修業資金を借りているとき)
- ⑤ 休学していた子どもが復学したとき
- ⑥ 奨学金を借りようになったとき
- ⑦ 授業料の減免や減額を受けられるようになったとき
- ⑧ 支払(償還)期限までに、返済金(償還金)額が払えないとき
- ⑨ 一時償還、繰上償還を行いたいとき
- ⑨ 保証人の変更が必要となったとき
- ⑩ その他生活状況に大きな変化が生じたとき

□ 守っていただくこと

- 1 この貸付金は、申請書に記入した用途のため、使ってください。
- 2 次のような場合、貸付金を一括償還していただくことがありますのでご注意ください。
 - (1) 事業を怠ったり、貸付目的達成の見込みがないとき
 - (2) 貸付金の用途を勝手に変更し、他に流用したとき
 - (3) 虚偽の申請及びその他不正な手段により貸付を受けたとき
 - (4) 故意に償還金の支払いを怠ったとき

□ お問い合わせ先

◇ 市にお住まいの方は、各市役所 母子・父子福祉担当課
各市役所代表番号にご連絡ください。

◇ 町村にお住まいの方は、県保健所地域福祉室
日出町・姫島村－ 東部保健所地域福祉室 (☎ 0977-72-2327)
玖珠町・九重町－ 西部保健所地域福祉室 (☎ 0973-72-9522)

